

各位

会社名 兼 松 株 式 会 社 代表者 代表取締役社長 下嶋政幸

(コード番号 8020 東証1部)

問合せ先 財務部長 蔦野哲郎

(電話番号 03-5440-8000)

### 株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社 第 123 回定時株主総会に下記のとおり株式の併合 (5 株を 1 株に併合)、単元株式数の変更 (1,000 株 から 100 株に変更) 及び発行可能株式総数の変更 (1,016,653,604 株から 200,000,000 株に変更) に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 株式の併合

# (1) 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、株式の併合を行うものであります。

#### (2) 併合する株式の内容

- ① 併合する株式の種類 : 普通株式
- ② 併合の方法・比率:

平成29年10月1日(日)をもちまして、平成29年9月30日(土)の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数 (平成29年3月31日現在)

株式併合前の発行済株式総数	422, 501, 010株
株式併合により減少する株式数	338, 000, 808株
株式併合後の発行済株式総数	84, 500, 202株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、 併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。 なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

### (3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有の株主様232名(そのご所有株式数の合計は312株)が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第194条第1項及び当社定款第9条の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができるとともに、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

#### <株主構成>

(平成29年3月31日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	24,306名(100.00%)	422,501,010株(100.00000%)
5株未満所有株主	232名 ( 0.95%)	312株 ( 0.00007%)
5 株以上所有株主	24,074名(99.05%)	422, 500, 698株 (99. 99993%)

#### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

## (5) 併合の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第123回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを 条件といたします。

#### 2. 単元株式数の変更

#### (1) 単元株式数の変更を必要とする理由

上記「1.株式の併合(1)併合を必要とする理由」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

### (2)変更の内容

平成29年10月1日(日)をもちまして、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(注)上記の変更にあたり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29年10月1日となりますが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

#### (3)変更の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第123回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを 条件といたします。

### 3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更を必要とする理由

上記「1.株式併合」に記載の株式併合により、当社の発行済株式総数が5分の1に減少する ことから、株式併合の割合に合わせ発行可能株式総数を変更いたします。

### (2)変更の内容

平成29年10月1日(日)をもちまして、発行可能株式総数を1,016,653,604株から200,000,000株に変更いたします。

## (3)変更の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第123回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを 条件といたします。

## 4. 今後の日程

・取締役会開催日	平成29年5月10日	
・定時株主総会開催日	平成29年6月23日	(予定)
・株式併合の効力発生日	平成29年10月1日	(予定)
・単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日	(予定)
・発行可能株式総数の効力発生日	平成29年10月1日	(予定)
・株主様宛株式併合割当通知の発送	平成29年11月上旬	(予定)
・株式の処分代金の支払い開始	平成29年12月上旬	(予定)

(注)上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成29 年10月1日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000 株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

添付資料: (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

#### (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

### Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位 となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたし ます。

### Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、 5株を1株に併合いたします。

## Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

## Q4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,050株	1個	210株	2個	なし
例③	1,003株	1個	200株	2個	0.6株
例④	400株	なし	80株	なし	なし
例⑤	147株	なし	29株	なし	0.4株
例⑥	3株	なし	なし	なし	0.6株

- ・ 例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・ 例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式(例②は10株、例④は80株、例⑤は29株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・ 例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して 売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたし ます。この端数を処分してお支払いする金額は2017年12月上旬ごろにお送りすることを予定 しております。

- ・ 効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様 (例⑥) は、株式併合によりすべてのご所有 株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うことになります。
- ・ なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」 制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。 具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせ ください。

### Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の 資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様がご所有の当 社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、 理論上は株式併合前と変わりません。

## Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績連動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

## Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください

次のとおり予定しております。

平成29年5月10日 取締役会決議日

平成29年6月23日(予定) 定時株主総会決議日

平成29年9月26日 (予定) 1,000株単位での最終売買日

平成29年9月27日 (予定) 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日(予定) 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年12月上旬(予定) 端数株式処分代金のお支払い

#### Q8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きは必要ございません。

#### 【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社 または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電 話:0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間:平日9時~17時(土・日・祝日等を除く)